

やまと起業家支援スペース (レンタルオフィス)

募集要領

入居日 2023年9月1日～



大和市は“起業”を応援しています

大和市内での起業を目指す「起業家」を対象に
レンタルオフィスの入居者を募集します
幅広い世代が様々な活動のため集まる建物内にあり
オフィスとしては少々賑やかな環境ですが、
市の施設のため、使用料に経済的なメリットがあります
起業家支援スペースから羽ばたく時に
活用できる助成金もあります

起業家支援スペースで起業にチャレンジしてみませんか？

大和市役所 産業活性課

☎ 046-260-5135 (直通)

I やまと起業家支援スペースとは

やまと起業家支援スペースは、2018年(平成30年)4月にオープンしたレンタルオフィスです。

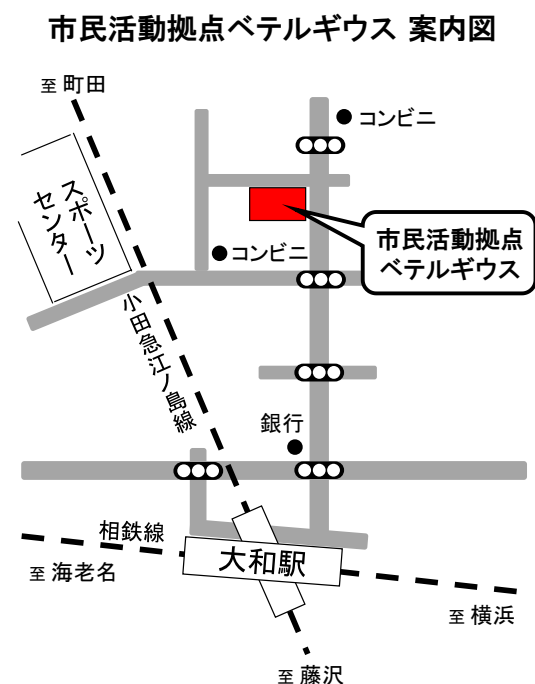
このレンタルオフィスは、これから起業をする方や起業から間もない方を支援するためのもので、市民活動拠点ベテルギウス内に5区画設置しています。

市内経済の活性化を目的としていますので、レンタルオフィス利用終了後、市内の空き事業所や店舗などで事業を継続して営む意思のある方を入居の対象としています。

市主催のやまと起業サポートセミナーは起業家支援スペース入居者を優先的に予約受付を行う場合があります。入居者がやまと起業サポートセミナーで4つのテーマを受講し、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けることによって、会社設立時の登録免許税等の特例措置(メリット)を受けることができます。

I 所在地

大和市深見西1-2-17 市民活動拠点ベテルギウス1階
(小田急江ノ島線、相鉄線「大和駅」から徒歩10分)



市民活動拠点ベテルギウス

旧図書館を改修して整備された市民活動の拠点となる施設です。建物内には、市民サークル・団体が利用する「部室」(約50室)や市民交流スペースのほか、青少年センターや公益社団法人大和市シルバー人材センターなどが入っています。



2 施設内容

やまと起業家支援スペース 5区画(1区画 約10㎡)

3 利用日

年末年始(6日間)を除く毎日

ただし、月1回(毎月第3月曜日予定)は施設点検のため休館になります。

4 利用時間

午前9時から午後9時まで

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等により利用制限が生じる場合があります。

II 施設概要

I 面積、使用料等

区画	面積	使用料(年額)※	募集対象
1	9.60 m ²	99,301 円	○
2	9.70 m ²	—	×
3	10.33 m ²	—	×
4	9.05 m ²	—	×
5	9.60 m ²	99,301 円	○

※使用料は 2023 年度の年額です。

次年度以降の使用料は、土地及び建物評価額に応じて若干変動します。

2 仕様(各部屋共通)

項目	内容	備考
①区画数	5 区画	高さ 2.2 m のパーティションによって区切られたスペース(施錠可) ※完全個室ではありません
②床仕上げ	フローリング	床面は経年劣化が進んでいるため、カーペット等の使用を推奨します
③電気	照明、電源コンセント 箇所(2 口)	15 アンペア(ノート PC 等、消費電力の少ない事務機器の利用を想定)
④電話	電話線受け口 カ所	館内配線のみ(要別途契約)
⑤無線LAN	館内共用 WiFi 利用可	無料、 有害情報等の閲覧制限あり
⑥有線LAN	1 口	館内配線のみ(要別途契約)
⑦給排水	区画内の設置なし	館内のトイレ、給湯室を利用可
⑧空調	個別空調なし	館内全体での温度管理
⑨郵便受け	設置	宅配便預かり不可
⑩駐車場	専用駐車場なし	北側に有料時間貸し駐車場あり ※定期利用契約はできません

3 使用料の納付方法

(1) 使用料の納付方法

使用許可を受けた期間の初日から1ヶ月以内に、当該年度(3月まで)の使用料全額(1年に満たない年度は日割額)を納付いただきます。

なお、使用者の都合により期間途中で使用を停止した場合や、違反行為等により使用許可を取り消された場合でも、納付済みの使用料は還付しません。

(2) 使用料以外に負担いただく費用(各設備を使用する場合のみ)

- ・ 固定電話に係る費用
- ・ 有線インターネットに係る費用

※各提供事業者への申込、契約が必要です。MDFから各区画までの配線は敷設済みですが、その他の設置費(原状回復含む)や利用料金は使用者にてご負担ください。

4 使用形態、期間

対象区画を事務所又は店舗として使用できます。事業内容は事前にご相談ください。
使用期間は最長 2 年(延長なし)で年度毎に行政財産の目的外使用手続きが必要です。

5 注意事項

- ① 休館日や開館時間外の入退館、施設の使用はできません。
- ② 区画内の日常清掃や定期清掃、ごみ処理は、使用者にて法令に従い実施ください。
- ③ 建物維持管理のため、区画内に外部委託業者等が立入ることがあります。
- ④ 建物全体で自衛消防組織が編成されますので、防災訓練には必ず参加ください。また、区画内には使用者にて初期消火用の簡易消火具を用意し設置ください。
- ⑤ 火気の使用、飲酒、喫煙、大きな音や振動や強い臭い発生させる等、他の施設利用者に迷惑が掛かる行為、施設を損傷させる行為は禁止します。
- ⑥ 動物(介助犬・盲導犬等を除く)を連れての使用はできません。
- ⑦ 区画の扉にカーテンを付けたり、ガラス面をポスターで覆うことは禁止します。
- ⑧ 施設の一部又は全部を第三者に譲渡転貸し、又は担保の用に供することはできません。
- ⑨ 次の方は本施設を使用できません。
 - ・ 各種税金等を滞納している者
 - ・ 公序良俗に反する事業を行う者
 - ・ 暴力団関係者(暴力団員、暴力団経営支配法人など)
 - ・ その他、使用条件を満たさない者や注意事項を遵守しない者
- ⑩ 使用条件に違反したとき、又は、施設を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときは、期間途中であっても使用許可を取り消す場合があります。
- ⑪ 使用後は、施設を原状回復いただきます。経年変化や通常の使用によって生じた損耗を超える損傷がある場合は、使用者の負担にて復旧いただきます。
- ⑫ 市の起業家支援等の事業へのご協力(施設見学者への対応や先進事例としてセミナー等での講演、資料提供等など)をお願いします。

設備は現状渡しとなります。また、区画に隣接する市民交流スペースや青少年センターは、幼児から高齢者まで様々な人が利用し、音が出る活動やイベントも開催されます。
建物内他施設の利用状況等も含め、必ず現地確認いただき、了承の上お申込みください。

Ⅲ 利用者の募集について

1 申込期限

2023 年(令和 5 年)6 月 23 日(金)まで

※区画に空きがある場合は受付を継続しますので市ホームページを確認ください。

2 対象者

大和市内での起業又は事業展開を考えている、次のいずれかに該当する方

- ① 1 年以内の起業をめざす個人
- ② 起業後 3 年未満の個人事業主(開業届出書提出後 3 年未満)
- ③ 起業後 3 年未満の法人

※個人事業主として開業後、法人成りした場合、個人事業主として開業届出書を提出した日が起業の起算日になります。

3 申込方法

次の書類を申込期限までに大和市役所産業活性課に直接ご持参ください。

申込必要書類		
①1年以内の起業を目指す個人	②起業後3年未満の個人事業主	③起業後3年未満の法人
<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】
<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 開業届出書の写し	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部事項証明書写し ※発行日が申込日から3カ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 直近の市民税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の市民税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の法人市民税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ	<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ	<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ
/	<input type="checkbox"/> 直近の所得税青色申告決算書の写し ※令和5年開業の場合はなして申込可	<input type="checkbox"/> 直近の決算書の写し ※法人登記後、最初の決算を迎えていない場合はなして申込可
	<input type="checkbox"/> 事業概要がわかる資料（パンフレット等） ※ある場合のみ	<input type="checkbox"/> 法人概要がわかる資料（パンフレット等） ※ある場合のみ

※申込書・事業計画書の書式は市ホームページからダウンロードできます。

※確定申告書や決算書は、初回決算前等で作成していない場合は提出不要です。

※選考にあたり、追加資料の提出やヒアリングをお願いする場合があります。

4 希望区画の申告

申込書に区画の希望順位をご記入いただきます。実際に使用いただく区画は、選考により決定します。

5 選考基準

事業性、計画性、実現性、成長性、収益性、社会性の6つの視点から審査いたします。

①事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家支援スペースに入居することによって、事業の持続的発展が期待できるか ・取扱う商品やサービスに需要が見込めるか ・独自性や新規性があり、セールスポイントが明確であるか
②計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で起業し、起業家支援スペース退去後も市内を主たる事業所として、事業展開を具体的に計画しているか ・市場環境の分析が明確であり、分析に基づいた営業戦略を立案しているか ・販売先及び仕入先等に具体性があり、緻密な事業計画が策定できているか ・時間軸が明確な事業計画を立案できているか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・立案された計画に具体性があり、実現可能性が高いか ・事業について十分な知識及び経験を持ち合わせているか ・立案した計画の進捗が芳しくない場合、臨機応変に対応できる事業計画があるか
④成長性	<ul style="list-style-type: none"> ・成長が見込める市場をターゲットとしているか ・事業の成長に対する意欲が高いか ・事業者（経営者）の経営手腕に期待できるか

⑤収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・売上の見通しや資金の調達方法は具体的かつ実現が期待できる内容であるか ・事業が軌道に乗った後、断続的に収益を上げられるビジネスモデルであるか
⑥社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内経済の活性化に継続的に貢献し続けることが期待できるか ・市民の生活利便や消費者の買い物の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する、または地域に好影響を与えることができる等、社会的機能を有するものであるか ・起業家スペースから転居後も含め、市のあらゆる事業に積極的に協力する意思のあること

6 選考方法

市が指定する日時、会場で選考委員会による選考会を実施します。選考会では選考委員に対して、申込者1名(1事業者)につき、約10分間程度(予定)で提出した事業計画書等に基づき、事業についてのプレゼンテーションを行っていただきます。選考結果は後日文書にて申込者に通知します。また、プレゼンテーションには、必ず代表者が参加してください。

なお、辞退者(期日までに使用申請をしない方)がいた場合や期間途中での使用停止があった場合などに繰上当選を行う可能性があります。

7 使用申請

上記選考により選ばれた方は、結果通知に従い、所定の期日までに行政財産の目的外使用申請をしていただきます。なお、使用期間中、年度毎に使用申請が必要です。

8 過去の使用者の声

<良かった点>

- ・スペースの広さ
- ・居心地が良い
- ・仕事がかどる
- ・使用料(賃料)が安価
- ・清潔感がある
- ・市の施設であり、公共施設という信用力から集客で効果があった
- ・水道光熱費が使用料に含まれる
- ・室内やお手洗いが綺麗
- ・建物内で一人じゃないという点で防犯などの観点に不安なく利用できた
- ・立地条件、アクセスが良い
- ・自分の事務所を持つことによって意識が向上した
- ・近隣自治体を見ても、これだけ安価で広いスペースを提供している自治体は大和市以外ないのではないかと思う
- ・事業拡大するための道筋が作れた
- ・市主催のセミナーに優先予約ができる

<悪かった点>

- ・室内の音や声が想像していたよりもはっきりと周りに聞こえるため、個人的な感想ではあるが、個人情報扱う電話や打合せには不向きであると感じた
- ・空調設備は施設全体管理のため、個別に室内の温度調整ができない
- ・天井部は開放されているため、防犯上、高価なものが置けない
- ・スペースの施錠は簡易的な南京錠のみである

9 起業家支援スペースの見学

申込書類提出前に必ず現地見学を実施してください。見学には原則市職員が立会い、起業家支援スペースについての簡単な説明を行います。見学ご希望の方は事前にお電話(046-260-5135)にてお問い合わせください。なお、土日祝日の市職員立会いによる見学は行いません。

10 お問い合わせ・申込書類の提出先

大和市役所 産業活性課(本庁舎1階)

<受付時間> 平日 8時半～17時(12時～13時除く)
 土日祝及び年末年始(12/28～1/3)はお休みです

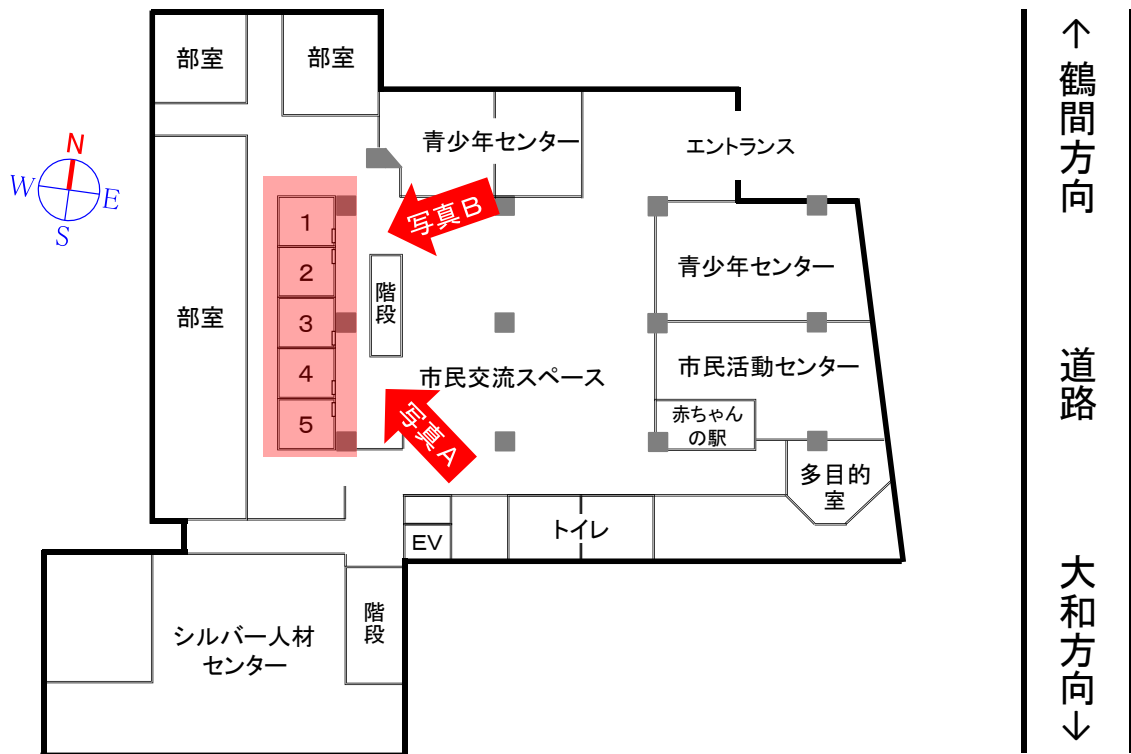
<電話> 046-260-5135(直通)

<所在地> 〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1

ホームページはこちら



■配置図(市民活動拠点ベテルギウス1階)



写真A



写真B

